

別紙 9 割引金額の適用

月額料金の割引

| 割引となる理由 | 割引金額 |
|--|---------------------|
| 一の RCC TV デジタルサービス スタンダード HD(旧デジタル多チャンネル)と一の CATV インターネットサービスを同時に利用している場合 | 月額料金合算より 300 円引とする。 |
| 一の RCC TV デジタルサービス スタンダード HD(旧デジタル多チャンネル)、又は一の CATV インターネットサービスと一のかんたんホンサービスを同時に利用している場合 | 月額料金合算より 300 円引とする。 |

備考 (1) 割引金額は、契約者が割引となる事由に該当している期間のみ適用されるものとします。

- (2) 一の RCC サービスが、複数の割引となる事由に該当する場合には、割引金額が最大である割引となる事由に係る割引金額のみが適用されるものとします。
- (3) 割引となる事由への該当、割引となる事由の解消その他割引金額の取扱に変更が生じる日が暦月の初日以外の日である場合には、当該日の属する月の割引金額は、当該月における各々の割引金額の適用があった期間に対応して算出されるものとします。
- (4) かんたんホンサービスについては、同サービスの利用開始日(同サービスの利用が可能となる日として当社が指定する日をいいます。)をもって同サービスの利用が開始されているものとして取り扱うこととします。ただし、同サービスの課金開始日までに同サービスに係る RCC サービス契約が解除された場合は、利用開始日以降の日において同サービスの利用がなかったものとして取り扱う